

護予防サービス等基準第二百五十三条に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。以下この号及び別表第二において同じ。)を除く。)、有料老人ホームにおいて提供される外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護

活介護

ル 軽費老人ホームにおいて提供される特定施設入居者生活介護(外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を除く。)、軽費老人ホームにおいて提供される外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護、軽費老人ホームにおいて提供される地域密着型特定施設入居者生活介護、軽費老人ホームにおいて提供される介護予防特定施設入居者生活介護(外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を除く。)、軽費老人ホームにおいて提供される外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を除く。)、軽費老人ホームにおいて提供される外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護

活介護

ヲ 適合高齢者専用賃貸住宅において提供される特定施設入居者生活介護(外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を除く。)、適合高齢者専用賃貸住宅において提供される外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護、適合高齢者専用賃貸住宅において提供される地域密着型特定施設入居者生活介護、適合高齢者専用賃貸住宅において提供される介護予防特定施設入居者生活介護(外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を除く。)、適合高齢者専用賃貸住宅において提供される外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護

カ 小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護

リ 介護予防福祉用具販売

ワ 福祉用具貸与、特定福祉用具販売、介護予防福祉用具貸与、特定介護予防福祉用具販売

二 (略)

(法第百十五条の三十五第二項の規定による公表の方法)

第一百四十条の四十六 都道府県知事は、法第百十五条の三十五第一項の規定による報告を受けた後、当該報告の内容を公表するものとする。ただし、都道府県知事は、当該報告を受けた後に同条第三項の調査を行つたときは、当該調査の結果を公表することをもつて、当該報告の内容を公表したものとすることができます。

(法第百十五条の三十五第三項の厚生労働省令で定める介護サービス情報)

第一百四十条の四十七 法第百十五条の三十五第三項の厚生労働省令で定める介護サービス情報（同条第一項に規定する介護サービス情報をいう。以下同じ。）は、別表第一及び別表第二に掲げる項目に関する情報とする。

(法第百十五条の三十五第三項の厚生労働省令で定める報告の内容及び調査の結果)

第一百四十条の四十七 法第百十五条の三十五第三項の厚生労働省令で定める報告の内容及び調査の結果は、別表第一に掲げる項目に関する情報に係る報告の内容及び別表第二に掲げる項目に関する情報に係る調査の結果とする。

(法第百十五条の三十七第一項の厚生労働省令で定める方法)

第一百四十条の五十一 法第百十五条の三十七第一項の厚生労働省令で定める方法は、次に掲げるものとする。ただし、適正な調査の実施に支障がないと認めるときは、これに代えて、都道府県知事が定める方法によることができる。

一・二 (略)

二 (略)

(法第百十五条の三十五第二項の厚生労働省令で定める介護サービス情報)

第一百四十条の四十六 法第百十五条の三十五第二項の厚生労働省令で定める介護サービス情報（法第百十五条の三十五第一項に規定する介護サービス情報をいう。以下同じ。）は、別表第二に掲げる項目に関する情報とする。

(法第百十五条の三十七第一項の厚生労働省令で定める方法)

第一百四十条の五十一 法第百十五条の三十七第一項の厚生労働省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

(調査事務規程の記載事項)

第一百四十条の五十三 (略)

一・二 (略)

(削る)

三 調査事務の実施の方法に関する事項

四 調査事務に関する帳簿 (法第百十五条の三十九に規定する帳簿を

いう。次条において同じ。) の管理に関する事項

五 その他調査事務の実施に関し必要な事項

(調査員養成研修)

第一百四十条の五十五 令第三十七条の七第一項に規定する調査員養成研修 (以下「調査員養成研修」という。) は、調査員として必要な専門的知識及び技術を修得させることを目的として行われるものであつて、介護サービス情報 (法第百十五条の三十五第一項に規定する介護サービス情報をいう。以下同じ。) の公表に関する基礎的知識、介護サービスの内容に関する基礎的知識並びに調査事務に関する専門的知識及び技術の修得に係るものをその主たる内容とし、かつ、その他の調査員として必要な専門的知識及び技術の修得に係るものをその内容に含むものとする。

2 (略)

(準用)

第一百四十条の五十七 第百十三条の三十八の規定は、調査員養成研修について準用する。この場合において、同条第一項中「法第六十九条の三十三第一項」とあるのは「令第三十七条の七第一項」と、同項第五号中「前条」とあるのは「第百十三条の三十七」と、同条第二項中「

(調査事務規程の記載事項)

第一百四十条の五十三 (略)

一・二 (略)

三 手数料の収納の方法に関する事項

四 調査事務の実施の方法に関する事項

五 調査事務に関する帳簿 (法第百十五条の三十九に規定する帳簿を

いう。次条において同じ。) の管理に関する事項

六 その他調査事務の実施に関し必要な事項

(調査員養成研修)

第一百四十条の五十五 令第三十七条の七第一項に規定する調査員養成研修 (以下「調査員養成研修」という。) は、調査員として必要な専門的知識及び技術を修得させることを目的として行われるものであつて、介護サービス情報の公表に関する基礎的知識、介護サービスの内容に関する基礎的知識並びに調査事務に関する専門的知識及び技術の修得に係るものをその主たる内容とし、かつ、その他の調査員として必要な専門的知識及び技術の修得に係るものをその内容に含むものとする。

2 (略)

(準用)

第一百四十条の五十七 第百十三条の三十八の規定は、調査員養成研修について準用する。この場合において、同条第一項中「法第六十九条の三十三第一項」とあるのは「令第三十七条の七第一項」と、同項第五号中「前条」とあるのは「第百十三条の三十七」と、同条第二項中「

令第三十五条の十一第一項第二号イとあるのは「令第三十七条の七第四項第三号イ」と、同条第三項中「令第三十五条の十一第一項第二号ロ」とあるのは「令第三十七条の七第四項第三号ロ」と、同条第四項中「令第三十五条の十一第一項第二号ハ」とあるのは「令第三十七条の七第四項第三号ハ」と「実務研修受講試験の合格年月日並びに研修の受講の開始年月日」とあるのは「研修の受講の開始年月日」と読み替えるものとする。

(情報公表事務規程の記載事項)

第一百四十条の五十九 (略)

一・二 (略)

(削る)

三 情報公表事務の実施の方法に関する事項

四 情報公表事務に関する帳簿（法第一百十五条の四十二第三項において準用する法第一百十五条の三十九に規定する帳簿をいう。）の管理に関する事項

五 その他情報公表事務の実施に関し必要な事項

(法第一百十五条の四十四の厚生労働省令で定める情報)

第一百四十条の六十二の二 法第一百十五条の四十四の厚生労働省令で定める情報は、介護サービスの質及び介護サービスに従事する従業者に関する情報（介護サービス情報に該当するものを除く。）として都道府県知事が定めるものとする。

(利用料)

第一百四十条の六十三 法第一百十五条の四十五第四項の規定による利用料

(情報公表事務規程の記載事項)

第一百四十条の五十九 (略)

一・二 (略)

三 手数料の収納の方法に関する事項

四 情報公表事務の実施の方法に関する事項

五 情報公表事務に関する帳簿（法第一百十五条の四十二第三項において準用する法第一百十五条の三十九に規定する帳簿をいう。）の管理に関する事項

六 その他情報公表事務の実施に関し必要な事項

(新設)

(利用料)

第一百四十条の六十三 法第一百十五条の四十四第四項の規定による利用料

に関する事項は、市町村が定める。

に関する事項は、市町村が定める。

(法第百十五条の四十六第一項の厚生労働省令で定める事業)

第一百四十条の六十四 法第百十五条の四十六第一項の厚生労働省令で定める事業は、次の各号に掲げるものとする。

一 法第百十五条の四十五第一項第一号に掲げる事業のうち、次に掲げるもの

イ～ニ (略)

二 法第百十五条の四十五第二項各号に掲げる事業

(地域包括支援センターの設置の届出)

第一百四十条の六十五 法第百十五条の四十六第三項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 地域包括支援センター（当該地域包括支援センターの所在地以外の場所に包括的支援事業（法第百十五条の四十六第一項に規定する包括的支援事業をいう。以下同じ。）及び前条に規定する事業を実施する従たる事務所を有するときは、当該従たる事務所を含む。第三号及び第五号において同じ。）の名称及び所在地

二 法第百十五条の四十七第一項の委託を受けた者（以下この条において「受託者」という。）であつて、法第百十五条の四十六第三項の届出を行うものの名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名

三～十一 (略)

2 (略)

(法第百十五条の四十六第四項の厚生労働省令で定める基準)

(法第百十五条の四十五第一項の厚生労働省令で定める事業)

第一百四十条の六十四 法第百十五条の四十五第一項の厚生労働省令で定める事業は、次の各号に掲げるものとする。

一 法第百十五条の四十四第一項第一号に掲げる事業のうち、次に掲げるもの

イ～ニ (略)

二 法第百十五条の四十四第二項各号に掲げる事業

(地域包括支援センターの設置の届出)

第一百四十条の六十五 法第百十五条の四十五第二項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 地域包括支援センター（当該地域包括支援センターの所在地以外の場所に包括的支援事業（法第百十五条の四十五第一項に規定する包括的支援事業をいう。以下同じ。）及び前条に規定する事業を実施する従たる事務所を有するときは、当該従たる事務所を含む。第三号及び第五号において同じ。）の名称及び所在地

二 法第百十五条の四十六第一項の委託を受けた者（以下この条において「受託者」という。）であつて、法第百十五条の四十五第三項の届出を行うものの名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名

三～十一 (略)

2 (略)

(法第百十五条の四十五第四項の厚生労働省令で定める基準)

第一百四十条の六十六 法第一百十五条の四十六第四項の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

一〇四 (略)

(法第一百十五条の四十七第一項の厚生労働省令で定める者)

第一百四十条の六十七 法第一百十五条の四十七第一項の厚生労働省令で定める者は、包括的支援事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる法人であつて、老人福祉法第二十条の七の二第一項に規定する老人介護支援センターの設置者、地方自治法第二百八十四条第一項に規定する一部事務組合若しくは広域連合を組織する市町村、医療法人、社会福祉法人、包括的支援事業を実施することを目的とする一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項の規定に基づき設立された特定非営利活動法人その他市町村が適當と認めるものとする。

(権限の委任)

第一百六十五条の三 法第二百三条の五第一項の規定により、法第二十四条第一項及び第二項、第一百一条第二項、第一百四条第三項、第一百十五条の三十三第一項及び第四項、第一百十五条の三十四、第一百九十七条第一項及び第二項並びに第二百三条の三第一項に規定する厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。

(大都市の特例)

第一百六十五条の五 令第五十一条の三第一項の規定により地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)が介護保険に関する事務を処理する場合においては、第十七条の六第

第一百四十条の六十六 法第一百十五条の四十五第四項の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

一〇四 (略)

(法第一百十五条の四十六第一項の厚生労働省令で定める者)

第一百四十条の六十七 法第一百十五条の四十六第一項の厚生労働省令で定める者は、包括的支援事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる法人であつて、老人福祉法第二十条の七の二第一項に規定する老人介護支援センターの設置者、地方自治法第二百八十四条第一項に規定する一部事務組合若しくは広域連合を組織する市町村、医療法人、社会福祉法人、包括的支援事業を実施することを目的とする一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項の規定に基づき設立された特定非営利活動法人その他市町村が適當と認めるものとする。

(権限の委任)

第一百六十五条の三 法第二百三条の四第一項の規定により、法第二十四条第一項及び第二項、第一百二条第二項、第一百四条第三項、第一百十五条の三十三第一項及び第四項、第一百十五条の三十四、第一百九十七条第一項及び第二項並びに第二百三条の二第一項に規定する厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。

(新設)

第一百六十五条の五 令第五十一条の三第一項の規定により地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)が介護保険に関する事務を処理する場合においては、第十七条の六第

三号、第一百十四条から百二十五条まで、第一百一十六条の三第四項第二号、第一百三十条、第一百三十二条、第一百三十二条、第一百三十三条、第一百三十四条、第一百三十五条、百三十六条、第一百三十七条、第一百三十八条、第一百三十九条、第一百四十条、第一百四十条の三から第一百四十二条の十四まで、第一百四十条の二十一及び第一百四十条の二十二中「都道府県知事」とあるのは「指定都市の市長」と、第一百四十条の四十二中「指定を」とあるのは「指定若しくは許可を」と読み替えるものとする。

(中核市の特例)

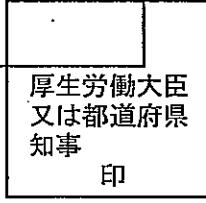
第一百六十五条の六 令第五十一条の三第二項の規定により地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）が介護保険に関する事務を処理する場合においては、第十七条の六第三号、第一百十四条から百二十五条まで、第一百二十六条の三第四項第二号、第一百三十条、第一百三十二条、第一百三十三条、第一百三十四条、第一百三十五条、百三十六条、第一百三十七条、第一百三十八条、第一百三十九条、第一百四十条、第一百四十条の三から第一百四十条の十四まで、第一百四十条の二十一及び第一百四十条の二十二中「都道府県知事」とあるのは「中核市の市長」と、第一百四十条の四十二中「指定を」とあるのは「指定若しくは許可を」と読み替えるものとする。

別表第二（第一百四十条の四十五、第一百四十条の四十七関係）
(略)

別表第二（第一百四十条の四十五—第一百四十条の四十七関係）
(略)

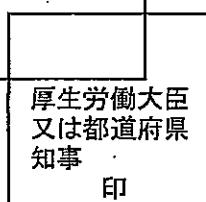
(新設)

(裏面)

<p>第 号</p> <p>平成 年 月 日 交付</p> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;">  顔写真 </div> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;">  厚生労働大臣 又は都道府県 知事 印 </div> <p>官職又は職名 氏 名 生年月日</p>	<p>介護保険法(抄) (帳簿書類の提示等)</p> <p>第二十四条 厚生労働大臣又は都道府県知事は、介護給付等（居宅介護住宅改修費の支給及び介護予防住宅改修費の支給を除く。次項及び第二百八条において同じ。）に関して必要があると認めるときは、居宅サービス等を行った者又はこれを使用する者に対し、その行った居宅サービス等に關し、報告若しくは当該居宅サービス等の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 前二項の規定による質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。</p> <p>4 第一項及び第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p> <p>第二百十三条 居宅サービス等を行った者又はこれを使用する者が、第二十四条第一項の規定による報告若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による当該職員の質問若しくは第二十四条の三第一項の規定により委託を受けた指定都道府県事務受託法人の職員の第二十四条第一項の規定による質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、十万円以下の過料に処する。</p> <p>2 (省略)</p>
---	--

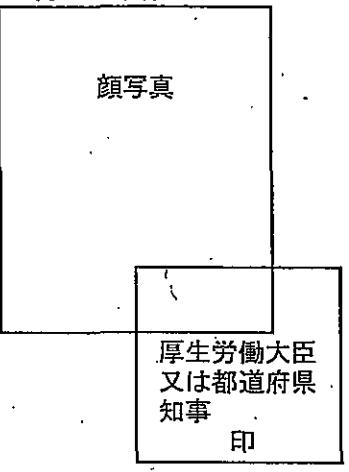
備考 この用紙は、A列7番とし、厚紙を用い、中央の点線の所から二つ折とすること。

(裏面)

<p>第 号</p> <p>平成 年 月 日 交付</p> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;">  顔写真 </div> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;">  厚生労働大臣 又は都道府県 知事 印 </div> <p>官職又は職名 氏 名 生年月日</p>	<p>介護保険法(抄) (帳簿書類の提示等)</p> <p>第二十四条 厚生労働大臣又は都道府県知事は、介護給付等（居宅介護住宅改修費の支給及び介護予防住宅改修費の支給を除く。次項及び第二百八条において同じ。）に関して必要があると認めるときは、居宅サービス等を行った者又はこれを使用する者に対し、その行った居宅サービス等に關し、報告若しくは当該居宅サービス等の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 前二項の規定による質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。</p> <p>4 第一項及び第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p> <p>第二百十三条 居宅サービス等を行った者又はこれを使用する者が、第二十四条第一項の規定による報告若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、十万円以下の過料に処する。</p> <p>2 (省略)</p>
---	--

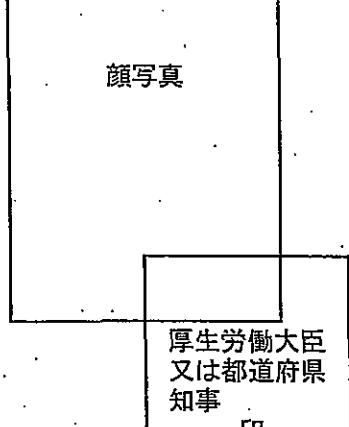
備考 この用紙は、A列7番とし、厚紙を用い、中央の点線の所から二つ折とすること。

（裏面）

第 号 平成 年 月 日 交付	顔写真  厚生労働大臣 又は都道府県 知事 印	介護保険法(抄) (帳簿書類の提示等) 第二十四条（省略） 2（省略） 3 前二項の規定による質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。 4 第一項及び第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。 第二百八条 介護給付等を受けた者が、第二十四条第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による当該職員の質問若しくは第二十四条の三第一項の規定により委託を受けた指定都道府県事務受託法人の職員の第二十四条第二項の規定による質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、三十万円以下の罰金に処する。
官職又は職名 氏 名 生年月日		

備考 この用紙は、A列7番とし、厚紙を用い、中央の点線の所から二つ折とすること。

（裏面）

第 号 平成 年 月 日 交付	顔写真  厚生労働大臣 又は都道府県 知事 印	介護保険法(抄) (帳簿書類の提示等) 第二十四条（省略） 2（省略） 3 前二項の規定による質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。 4 第一項及び第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。 第二百八条 介護給付等を受けた者が、第二十四条第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、三十万円以下の罰金に処する。
官職又は職名 氏 名 生年月日		

備考 この用紙は、A列7番とし、厚紙を用い、中央の点線の所から二つ折とすること。

(表面)

介護保険法(抄)

(特例介護予防サービス費の支給)

第五十四条（省略）

2（省略）

3（省略）

4 市町村長は、特例介護予防サービス費の支給に関して必要があると認めるときは、当該支給に係る介護予防サービス若しくはこれに相当するサービスを担当する者若しくは担当した者(以下この項において「介護予防サービス等を担当する者等」という。)に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、若しくは出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該介護予防サービス等を担当する者等の当該支給に係る事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

5 第二十四条第三項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第四項の規定は前項の規定による権限について準用する。

(特例地域密着型介護予防サービス費の支給)

第五十四条の三（省略）

2（省略）

3 市町村長は、特例地域密着型介護予防サービス費の支給に関して必要があると認めるときは、当該支給に係る地域密着型介護予防サービス若しくはこれに相当するサービスを担当する者若しくは担当した者(以下この項において「地域密着型介護予防サービス等を担当する者等」という。)に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、若しくは出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該地域密着型介護予防サービス等を担当する者等の当該支給に係る事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

4 第二十四条第三項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第四項の規定は前項の規定による権限について準用する。

(介護予防住宅改修費の支給)

第五十七条（省略）

2~7（省略）

8 市町村長は、介護予防住宅改修費の支給に関して必要があると認めるときは、当該支給に係る住宅改修を行う者若しくは住宅改修を行った者(以下この項において「住宅改修を行う者等」という。)に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、若しくは出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該住宅改修を行う者等の当該支給に係る事業所に立ち入り、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

9 第二十四条第三項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第四項の規定は前項の規定による権限について準用する。

(特例介護予防サービス計画費の支給)

第五十九条（省略）

2（省略）

3 市町村長は、特例介護予防サービス計画費の支給に関して必要があると認めるときは、当該支給に係る介護予防支援若しくはこれに相当するサービスを担当する者若しくは担当した者(以下この項において「介護予防支援等を担当する者等」という。)に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、若しくは出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該介護予防支援等を担当する者等の当該支給に係る事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

4 第二十四条第三項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第四項の規定は前項の規定による権限について準用する。

第二百九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一（省略）

二 第四十二条第四項、第四十二条の三第三項、第四十五条第八項、第四十七条第三項、第四十九条第三項、第五十四条第四項、第五十四条の三第三項、第五十七条第八項、第五十九条第三項、第七十六条第一項、第七十八条の七第一項、第八十三条第一項、第九十条第一項、第一百条第一項、第一百十二条第一項、第一百十五条の七第一項、第一百十五条の十七第一項又は第一百十五条の二十七第一項又は第一百十五条の三十三第一項の規定による報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の帳簿書類の提出若しくは提示をし、又はこれらの規定による質問に對して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくはこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

三（省略）

(表面)

介護保険法(抄)

(特例介護予防サービス費の支給)

第五十四条（省略）

2（省略）

3 市町村長は、特例介護予防サービス費の支給に関して必要があると認めるときは、当該支給に係る介護予防サービス若しくはこれに相当するサービスを担当する者若しくは担当した者(以下この項において「介護予防サービス等を担当する者等」という。)に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、若しくは出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該介護予防サービス等を担当する者等の当該支給に係る事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

4 第二十四条第三項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第四項の規定は前項の規定による権限について準用する。

(特例地域密着型介護予防サービス費の支給)

第五十四条の三（省略）

2（省略）

3 市町村長は、特例地域密着型介護予防サービス費の支給に関して必要があると認めるときは、当該支給に係る地域密着型介護予防サービス若しくはこれに相当するサービスを担当する者若しくは担当した者(以下この項において「地域密着型介護予防サービス等を担当する者等」という。)に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、若しくは出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該地域密着型介護予防サービス等を担当する者等の当該支給に係る事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

4 第二十四条第三項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第四項の規定は前項の規定による権限について準用する。

(介護予防住宅改修費の支給)

第五十七条（省略）

2~7（省略）

8 市町村長は、介護予防住宅改修費の支給に関して必要があると認めるときは、当該支給に係る住宅改修を行う者若しくは住宅改修を行った者(以下この項において「住宅改修を行う者等」という。)に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、若しくは出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該住宅改修を行う者等の当該支給に係る事業所に立ち入り、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

9 第二十四条第三項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第四項の規定は前項の規定による権限について準用する。

(特例介護予防サービス計画費の支給)

第五十九条（省略）

2（省略）

3 市町村長は、特例介護予防サービス計画費の支給に関して必要があると認めるときは、当該支給に係る介護予防支援若しくはこれに相当するサービスを担当する者若しくは担当した者(以下この項において「介護予防支援等を担当する者等」という。)に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、若しくは出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該介護予防支援等を担当する者等の当該支給に係る事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

4 第二十四条第三項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第四項の規定は前項の規定による権限について準用する。

第二百九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一（省略）

二 第四十二条第四項、第四十二条の三第三項、第四十五条第八項、第四十七条第三項、第四十九条第三項、第五十四条第四項、第五十四条の三第三項、第五十七条第八項、第五十九条第三項、第七十六条第一項、第七十八条の七第一項、第八十三条第一項、第九十条第一項、第一百条第一項、第一百十二条第一項、第一百十五条の七第一項、第一百十五条の十七第一項又は第一百十五条の二十七第一項又は第一百十五条の三十三第一項の規定による報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の帳簿書類の提出若しくは提示をし、又はこれらの規定による質問に對して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくはこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

三（省略）